

秋田県告示第515号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

令和6年11月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林解除	保安林解除	指定の	解除の
郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳 (平方メートル)	実測 (ヘクタール)	面積見込 (ヘクタール)	面積実測 (ヘクタール)	目的	理由
由利本 荘市		鳥海町 百宅	奥山	3番1	4,971,034	497.1034	0.0837	0.0837	公衆の 保健	付替道 路用地 とする ため

(関係図面は省略し、秋田県農林水産部森林環境保全課及び秋田県由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)